

# 葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 18 日  
5 葛 教 学 第 1247 号  
区 長 決 裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、区立学校において、重度の食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けることができず、その代替として完全弁当対応をする児童・生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行い、葛飾区立小・中学校給食費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 22 日付け 4 葛教学第 1316 号。以下「学校給食費補助金交付要綱」という。）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 葛飾区立の小学校及び中学校（葛飾区立双葉中学校夜間学級を除く。）をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費であつて、葛飾区学校給食費検討委員会（葛飾区学校給食費検討委員会設置要綱（平成 20 年 6 月 18 日付け 20 葛教学第 330 号）第 1 条に規定する葛飾区学校給食費検討委員会をいう。）が教育長に報告するものをいう。
- (4) 完全弁当対応 重度の食物アレルギー等の理由により、学校給食法第 3 条第 1 項に規定する学校給食の 1 日における全ての飲食物に代わり、毎日持参した弁当等を飲食することをいう。

## (補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区立学校に在籍し、完全弁当対応する児童・生徒（以下「補助対象児童・生徒」という。）の保護者とする。

## (補助金の額)

第 4 条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定める額とする。

児童・生徒の学年		月額
小学生	第 1 学年及び第 2 学年	4,800 円
	第 3 学年及び第 4 学年	5,300 円
	第 5 学年及び第 6 学年	5,700 円
中学生		6,300 円

- 2 次の各号のいずれかに該当する月は、補助額の算定対象外とする。

- (1) 補助対象児童・生徒が一部であっても学校給食の提供を受けた日の属する月。
  - (2) 補助対象児童・生徒が月の初日から末日までの間に、1日も出席しなかった月。
- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費相当分の全部又は一部の給付を受けた場合には、補助額から当該給付額を除くものとする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）（第1号様式）により、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により補助金を請求する権限を葛飾区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、当該年度の3月25日までにを行うものとする。ただし、3月25日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

#### (補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

#### (完全弁当対応実績等の報告)

第7条 学校長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る児童・生徒の完全弁当対応実績及び学校給食提供実績を、次の各号に掲げる学期ごとに、当該各号に定める日までに区長に報告しなければならない。

- (1) 1学期（算定年度の4月から7月までをいう。） 8月末日
- (2) 2学期（算定年度の9月から12月までをいう。） 1月末日
- (3) 3学期（算定年度の1月から3月までをいう。） 3月末日

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、区長から児童・生徒の完全弁当対応実績及び学校給食提供実績の報告の求めがあったときは、その都度報告を行わなければならない。

#### (補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、補助額を確定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助額を確定したときは、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（第4号様式）により当該交付決定者に通知し、学務課長の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費相当分の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(変更の届出)

第11条 交付決定者は、第5条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。